



金 沢 市 公 報

号外第6号

令和5年(2023年)4月7日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第5号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和5年4月7日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎

監 査 第 3 号
令和5年4月6日
(2023年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年2月8日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人
金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日
令和5年2月8日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費の経費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第14項から第16項に基づき金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）で定められている。

条例第1条は、趣旨規定であり、「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。」と規定している。

条例第8条は、自治法第100条第14項で規定されている「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を規定している。条例第8条第1項では、「政務活動費は、議員が行う政務活動に要する経費に対して交付する」と、同条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と、それぞれ規定している。そのため、条例第8条第2項別表に規定された経費は政務活動費である。

条例第10条第1項は、「政務活動費の交付を受けた議員は、収支報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない」と、同条第2項では、「収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない」と、それぞれ規定し、条例第13条では、「政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、政務活動費を返還するよう規定している。

以上のことから、翌年4月30日までに議長へ提出した収支報告書に、政務活動に要する経費である証拠書類がない支出は、目的外の違法支出である。

加えて、条例第8条第2項別表の備考2では、「政党の活動に係る経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」及び「使途不明の支出に係る経費」は「政務活動費を充てることができない経費」として規定している。

条例規定の政務活動費は、平成24年自治法改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例における政務調査費ではないため、裁判所において政務調査費と認められていた経費であっても、政務活動費の経費であるとは限らない。

イ 金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）は条例ではないため、運用の手引きで定める例示経費は、条例第8条第2項別表に規定する政務活動に要する経費ではない。

したがって、運用の手引きで定める例示経費が政務活動費と認められるためには、当該経費が政務活動に係る関連経費である事実を証する書類を議長に提出する必要がある。

ウ 政務活動に要する経費は、条例第8条第2項別表で規定している。政務活動費を充当した支出のうち、政務活動に要する経費又はその関連経費である事実を証する書類を議長へ提出していない支出は、目的外の違法支出である。

広報費は、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」であるが、広報費の性格上、議員が市政報告活動をすることが議員の宣伝活動でもあるため、政務活動費を充てることができない経費の側面を有し、他の経費とは異なるものである。すなわち、広報費は広報活動及び宣伝活動の両側面の活動を共有するため、均等割合とすることが合理的であり、支出額の2分の1を按分充当する経費である。したがって、広報費の2分の1を超える充当額は違法額である。

会派共用費及び共通経費は、運用の手引きで定めており、条例で規定している政務活動費ではないため、政務活動費を充当した支出のうち、政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長へ提出していない支出は違法である。

エ 源野和清議員の令和3年度政務活動費は、研修費17支出、広報費2支出、資料購入費14支出、事務所費24支出、会派共用費4支出及び共通経費86支出である。

広報費は、2支出で、各4万9,500円を政務活動費に充当している。源野議員は、それら支出の事実を証する書類として、「按分率9/10を適用」と記載した「広報紙等作成報告書」、「令和3年秋号げんの和清市議会だより金沢市議会6月定例月議会」の写し、5万5,000円の各領収書及び各請求書を議長へ提出している。

「令和3年秋号げんの和清市議会だより金沢市議会6月定例月議会」及びホームページ関連資料には、源野議員の写真、自宅住所及びメールアドレスの記載があることから、条例第8条第2項別表の備考2に規定された政党の活動、選挙活動及び後援会活動とみなされ、政務活動費を充てることができないため、当該各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額は違法額である。

源野議員は、「按分率9/10」適用の理由を、「本人の写真が一部掲載されている為、紙面により一部分面積を考慮しての按分」としているが、広報活動に伴う宣伝効果は、議員自身及びその活動実績を市民に印象付けることによって、支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有するため、按分率は2分の1とすることが合理的であり、「按分率9/10」の適用理由は不合理である。

したがって、広報費の各支出では、支出額5万5,000円の2分の1である2万7,500円を超える分が違法であるから、2万7,500円と政務活動費充当額4万9,500円の差額2万2,000円が違法額である。よって、源野議員の広報費違法額は、2支出の違法額合計4万4,000円である。

会派共用費は、「所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」であるため、「1の項から8の項及び10の項に掲げる経費で」の部分の規定が政務活動に要する経費である。

源野議員の会派共用費4支出では、政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長へ提出していないため、条例第8条第2項別表に違反する支出であり、目的外の違法支出である。

共通経費は、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」であるが、「上記以外の経費」という文言規定そのものが、条例第8条第1項及び第2項の政務活動に要する経費ではない上に、内容規定では経費を特定できないため、条例第8条第2項別表の備考2「使途不明の支出に係る経費」に該当し、政務活動費を充てることができない経費である。

源野議員の共通経費では、政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長へ提出していないため、条例第8条第2項別表の備考2「使途不明の支出に係る経費」に該当し、目的外の違法支出である。

オ 源野議員は、広報費の各支出額の2分の1を超える政務活動費充当額、会派共用費及び共通経費の全ての政務活動費充当額が違法支出であるため、違法額は、広報費4万4,000円、会派共用費33万円及び共通経費53万2,843円の合計90万6,843円である。

また、源野議員の違法額は、条例に違反している違法支出であるから、「法律上の原因がない」不当利得額でもある。

カ 金沢市議会は、政務活動費出納簿に記載している会派共用費の支出をする場合、運用の手引きの定めに従って、政務活動費を計上することになっている。

運用の手引き25ページにおいては、「※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、概算払(①領収書を会派から受領)をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。」と記載している。

しかし、上記に従って政務活動費出納簿に政務活動費として計上することは、条例第8条第2項別表の会派共用費の内容規定に違反しているため、目的外の違法支出である。

会派交付ではない政務活動費交付条例において、議員が会派へ政務活動費を概算払することは、政務活動に要する支出ではないため、自治法第100条第14項から第16項の規定に違反している。

源野議員が政務活動費出納簿において、政務活動費を充当できない経費であり、実支出額でもない「概算払分」を「支出」欄に記載し、収入ではない「返納額」を「収入」欄に記載しているのは、条例違反の「支出」であるため、運用の手引きの記載は間違いである。

すなわち、条例第9条及び第10条に規定の「政務活動費に係る会計帳簿」である政務活動費出納簿への記載は、金沢市が政務活動費を前金払で交付しているため、政務活動費の収入及び支出を条例第8条第1項及び第2項のとおりに記載すべきである。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、令和3年度に交付された源野議員の政務活動費に不当利得額があるため、源野議員は民法第704条規定の悪意の受益者であるから、90万6,843円及び民法所定の年3%の遅延損害金を支払うように、金沢市長に請求することを求める。

よって、自治法第242条第1項の規定により、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))抜粋
- (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- (3) 源野議員の令和3年度 政務活動費出納簿
- (4) 源野議員が議長提出した広報費2支出を証する書類
- (5) 源野議員が議長提出した会派共用費4支出を証する書類
- (6) 源野議員が議長提出した共通経費支出(領収証番号3、5、8乃至13、17)に係る書類

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の久保洋子委員及び秋島太委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

令和5年2月8日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月27日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象課

請求人の請求内容から判断し、令和3年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした広報費、会派共用費及び共通経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象課については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」（以下「添付書類」という。）は、条例第14条の規定により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年3月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 今回の違法支出理由について

金沢市議会議員の大半の議員が、会派共用費及び共通経費を支出しているため、今回の調査では、両経費の合計額が一番多い源野和清議員の全支出を調査した。違法額は、職員措置請求書の4に記載のとおりである。

ア 広報費

広報費は、支出額5万5,000円の2分の1である2万7,500円を超える政務活動費充当額2万2,000円が違法額であるため、広報費の違法額は2支出の合計4万4,000円である。

事実証明書4は、広報費の支出の証拠として、源野議員が議長へ提出した書類である。3枚目及び10枚目の「広報紙等作成報告書」の下から2つ目「按分率とその理由」欄に、「按分率9/10を適用 政務活動に関する内容にて作成 本人の写真が一部掲載されている為、紙面（画面）より一部分面積を考慮しての按分」と記載している。4枚目から7枚目は作成した広報紙であり、ここに源野議員の顔写真5葉、メールアドレス、自宅の住所及び電話番号を掲載している。この広報紙は当時のホームページにも掲載している。

イ 会派共用費

会派共用費は、内容規定「1の項から8の項及び10の項の経費」であるという支出の事実を証する書類を議長へ提出していないため、条例第8条第2項別表に違反した支出である。

事実証明書5は、会派共用費の支出の証拠として、源野議員が議長へ提出した書類であるが、公明党金沢市議会が発行の領収書では、政務活動に要する経費であるとは言えないため、これらは目的外支出の証拠文書である。

ウ 共通経費

共通経費は、内容規定が「上記以外の経費」であるから、経費を特定しているとは言えず、条例第8条の政務活動に要する経費ではない。

事実証明書6は、共通経費の支出の証拠として、源野議員が議長へ提出した書類である。これらは、自動車リース料、ガソリン代金等及び携帯電話使用料を支払いした証拠文書ではあるが、いずれも源野議員が支払うべき私的活動の経費である。したがって、政務活動に要する経費である証拠文書を議長へ提出できないため、条例第8条第2項別表及び条例第9条に違反する違法支出である。

源野議員の会派共用費及び共通経費は違法支出であり、「法律上の原因がない」政務活動費であるため、同議員は令和3年度政務活動費を不当利得している。

(2) 広報費の按分率について

事実証明書7は、令和4年12月21日の仙台高等裁判所の判決書である。政務調査費についてのものではあるが、金沢市監査委員が広報費の宣伝効果について考察する上で参考となるものであるから、提出する。

〔新たに提出された証拠書類〕(事実証明書の追加)

(7) 令和3年(行コ)第24号、第33号 同4年12月21日仙台高裁判決

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

令和5年3月2日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定した上で、調査研究費など12の項目を別表に掲げ、各項目の内容欄でどのような経費が該当するかを定めている。ただし、条例中に具体的な例示を含めて規定することは困難なため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも全ての経費を網羅することは不可能なため、想定される典型的な使途を記載しているものである。条例や運用の手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究その他の活動に資する費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 請求人の主張に対する考え方について

ア 広報費について

広報費については、「政務活動である広報活動に伴う宣伝活動は政務活動であるとともに政務活動費を充てることができない活動でもあるゆえに、相反する活動側面を有する両側面共有経費である。」「様々な活動を有する場合には均等割合とすることが合理的であるとされている。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、広報費を当然に2分の1按分しなければならない理由はないと考えている。

イ 会派共用費及び共通経費について

会派共用費及び共通経費については、「政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長提出できないゆえに、目的外の違法支出である。」との主張については、請求人の独自の解釈であり、議員及び会派から収支報告書、出納簿及び領収書等が提出されており、適正に処理されていると考えている。

ウ 会派に政務活動費を概算払することについて

請求人の「会派交付ではない政務活動費交付条例において議員が政務活動に要する経費ではない会派へ支出するものであるゆえに、政務活動に要する経費ではない支出であるから、自治法第100条第14項乃至第16項規定に違反しているものであって、目的外の違法支出である。」との主張については、運用の手引きに従って適正に処理されていると考えている。

エ 政務活動費の適正な執行について

本請求の対象となっている政務活動費については、それぞれ条例、規則及び運用の手引きに定める規定に則り、各議員の責任のもと、適正に執行されていると考えており、請求人主張の理由による不当利得返還請求の必要性はないと考えている。

5 関係人調査(その2)

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研

究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、同年7月から交付対象を「議員」へ変更し、全ての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。更に、平成28年3月に条例を改正し、同年4月から交付金額を月額18万円から月額16万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めることとされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める使途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めており、平成27年4月には政務活動費の人件費及び事務所費への充当限

度額を2分の1までとするなどの改訂を行っている。また、平成28年4月には事務所費を計上する場合に政務活動事務所届を提出することなどの改訂を行っている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している使途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく令和3年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は令和3年4月1日付けで交付申請書を受取り、交付する政務活動費の額を16万円×12か月＝192万円と決定した上で、その旨を同年4月1日付けの政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して各議員に通知している。通知を受けた議員は、政務活動費の交付を市長に請求し、市長は当該政務活動費192万円を交付している。

イ 収支報告

令和3年度分の政務活動費については、令和4年4月28日までに各議員から議長に収支報告書等が提出されており、議長は令和4年5月31日に収支報告書の写しを市長に送付している。

議長に提出された収支報告書等は、議会事務局において使途基準に沿って支出されているかなどの事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その使途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中で更に使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。」(平成17年(行コ)第14号同19年2月9日札幌高裁判決)、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。」(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」(別紙第2のとおり)を設け、この判断基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 広報費について

請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払の事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しななければならない旨の記載はなく、政務活動費として按分して充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「広報費の性格上、議員が市政報告活動をする広報活動においては議員の宣伝効果を必然的に有する経費である。当該宣伝効果は条例第8条第2項別表の備考2に規定する政党の活動、選挙活動及び後援会

活動に係る経費でもあるため、政務活動費を充てることができない経費の側面をも有する」とし、「様々な活動を有する場合には均等割合とすることが合理的であるとされている」、「源野議員の『按分率9/10』適用理由は不合理である」として充当した金額を一部違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、広報費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 会派共用費について

請求人が違法支出であると主張した会派共用費支出について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な会派共用費としての支払の事実が認められた。また、政務活動費を充当した支出については、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを関係人調査にて確認した。

請求人は、「政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長提出できないため、目的外の違法支出である。」とし、「会派共用費の支出の証拠として、議長へ提出した書類が、公明党金沢市議員会発行の領収書では、政務活動に要する経費であるとはいえないため、これらは目的外支出の証拠文書である。」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、会派共用費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 共通経費について

請求人が違法支出であると主張した共通経費について、その全ての支出に係る添付書類を確認し、判断基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な共通経費としての支払の事実が認められた。また、関係人調査において、この共通経費は、議員が行う調査研究等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動などの政務活動に要する経費として使用していたことを確認した。

請求人は、「共通経費は『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』である。」、「内容規定では共通経費の経費が特定できない規定であるため、条例第8条第2項別表の備考2で規定する『使途不明の支出に係る経費』に該当し、政務活動費を充てることができない経費である。」とし、「政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長提出できないため、目的外の違法支出である。」として充当した金額を全額違法であると主張しているが、請求人の独自の解釈である。

よって、共通経費の支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(5) その余の主張について

請求人の以下の主張「会派交付ではない政務活動費交付条例において、議員が会派へ政務活動費を概算払することは、政務活動に要する支出ではないため、自治法第100条第14項から第16項の規定に違反している。」、「政務活動費出納簿において、政務活動費を充当できない経費であり、実支出額でもない『概算払分』を『支出』欄に記載し、収入ではない『返納額』を『収入』欄に記載しているのは、条例違反の支出であるため、運用の手引きの記載は間違いである。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(6) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、令和3年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(7) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

(別紙第1)

職員措置請求書
—金沢市長に対する措置請求—

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

1 政務活動費の経費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）で定められている経費である。

本件条例第1条は、趣旨規定であり、『この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。』と、規定している。

法第100条第14項で規定されている『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を本件条例第8条において規定している。

本件条例第8条第1項においては、『政務活動費は、議員が行う』『政務活動』『に要する経費に対して交付する』と、本件条例同条第2項では、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と、それぞれ、規定しているゆえに、本件条例別表（第8条関係）の各項目に対応する内容規定の経費は政務活動費の経費である。

本件条例第10条第1項においては、『政務活動費の交付を受けた議員は、』『収支報告書』を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない』ことと、同条第2項では、『収支報告書等』は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない』ことと、それぞれ、規定しているゆえに、『政務活動費の返還』規定である本件条例第13条においては、『政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合』と規定している。

本件条例の上記各規定によって、政務活動費の経費支出は、政務活動費交付を受けた交付会計年度の翌年4月30日までに作成した収支報告書の当該支出の事実に係る当該議員が議長提出した書類が政務活動に要する経費である証拠書類であるゆえに、当該証拠書類がない支出は、その時点において当該支出が目的外の違法支出であると分かる。

加えて、本件条例の別表（第8条関係）の備考2においては、『政務活動費を充てることができない経費』として9項目の経費規定をしているゆえに、上記備考2規定の『政党の活動に係る経費』、『選挙活動に係る経費』、『後援会活動に係る経費』及び『使途不明の支出に係る経費』は『政務活動費を充てることができない経費』であるから、『政党の活動に係る経費』、『選挙活動に係る経費』、『後援会活動に係る経費』及び『使途不明の支出に係る経費』は本件条例の『政務活動に要する経費』ではない。

よって、本件条例規定の政務活動費の経費は、平成24年法改正前の政務調査費交付条例の政務調査費の経費のことではないゆえに、裁判所において政務調査費の経費と認められていた経費であったとしても政務活動費の経費であるとは限らない。

2 金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「本件手引き」という。）は、本件条例ではないゆえに、本件手引きで定めている例示経費等の経費は本件条例第8条第2項別表規定の政務活動に要する経費ではないから、本件手引きで定めている例示経費等の経費を政務活動費の経費として扱うことは本件条例規定違反である。

本件手引きで定める例示経費等の経費を政務活動費の経費として政務活動費を充当支出している場合の当該経費は、当該議員が行う政務活動に係る関連経費である事実を証する書類を議長に提出することが必要となる。

本件手引きで定める例示経費等の経費支出は、政務活動に要する経費ではないゆえに、当該経費支出の事実を証する書類に政務活動に要する経費に関連する経費であることの実事実を証する書類を議長提出していないときも目的外の違法支出である。

3 本件条例規定の政務活動費の経費は、本件条例第8条第2項別表の項目であるゆえに、政務活動に要する経費である当該各項目に対応する内容規定に該当する経費及びその関連経費のことである。

政務活動費を充当した支出において政務活動に要する経費又はその関連経費である事実を証する書類を議長提出していない支出は目的外の違法支出である。

広報費の内容は、『議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費』との規定である。

ただし、広報費の性格上、議員が市政報告活動をする広報活動においては議員の宣伝効果を必然的に有する経費であるゆえに、当該宣伝効果は別表（第8条関係）備考2規定の政党の活動、選挙活動及び後援会活動に係る経費でもあるゆえに政務活動費を充てることができない経費の側面をも有する経費であるから、他の経費とは異なるものであって、政務活動である広報活動に伴う宣伝活動は政務活動であるとともに政務活動費を充てることができない活動の経費でもあるゆえに、相反する活動側面を有する両側面共有経費である。

すなわち、広報費の経費は、本件条例規定の政務活動に要する経費であるから政務活動費を充てることができる経費であるとともに政務活動費を充てることができない活動でもあるから、様々な活動を有する場合には均等割合とすることが合理的であるとされているゆえに、当該支出額の2分の1按分充当経費である。

広報費の各経費の当該支出額の2分の1額を超える政務活動費充当額は違法額である。

政務活動費出納簿に計上した本件手引きで定めている会派共用費項目の経費及び共通経費項目の経費は、本件条例が規定している政務活動に要する経費ではないゆえに、会派共用費の経費及び共通経費の経費として政務活動費出納簿に計上している政務活動費充当額は、当該各支出の当該議員が議長に提出した書類に当該各経費の政務活動に要する経費の関連する経費である事実を証する書類がないならば、当該各政務活動費充当額は違法額である。

- 4 源野和清議員（以下「源野議員」という。）の令和3年度政務活動費出納簿によれば、同議員の支出は、研修費17支出、広報費2支出、資料購入費14支出、事務所費24支出、会派共用費4支出及び共通経費86支出である。

源野議員の広報費支出は、2支出であり、以下のとおりである。

源野議員の広報費支出は政務活動費出納簿43番及び44番の2支出であり、政務活動費充当額は、いずれも、4万9500円を充当し、それらの支出の事実を証する書類として、「按分率9/10を適用」と同議員が記載した「広報紙等作成報告書」には「3年度分領収書第43番～第43番」及び「3年度分領収書第44番～第44番」、「令和3年秋号げんの和清市議会だより金沢市議会6月定例会月議会」の写し並びに5万5000円の各領収書及び各請求書を議長提出している。

源野議員が議長提出している「令和3年秋号げんの和清市議会だより金沢市議会6月定例会月議会」及びホームページ関連資料には同議員の写真、同議員の自宅住所及びメールアドレスの記載があると確認できるゆえに、本件条例第8条第2項規定別表の備考2に規定された政党の活動、選挙活動及び後援会活動であることと見做される活動に係る経費に政務活動費を充てることができないから、当該各支出額の2分の1額を超える政務活動費充当額は違法額である。

ところで、源野議員の「按分率9/10」適用理由は、「本人の写真が一部掲載されている為、紙面により一部分面積を考慮しての按分」としているものであるが、広報活動に伴う宣伝効果は「議員自身及びその活動実績を市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有するものであるゆえに、按分率は2分の1とすることが合理的であることと見做されているから、同議員の「按分率9/10」適用理由は不合理であり、合理的な理由ではない。

すなわち、源野議員の政務活動費出納簿の領収書番号第43番及び第44番の各支出は、支出額5万5000円の2分の1額2万7500円を超える各政務活動費充当額2万2000円が違法額である。

源野議員の広報費の違法額は、2支出の違法額の合計額4万4000円である。

会派共用費項目の内容規定は、『所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの』であるから、『1の項から8の項及び10の項に掲げる経費で』の部分の規定が政務活動に要する経費である。

源野議員の上記4支出の事実を証する書類として同議員は、1の項から8の項及び10の項に掲げる政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長提出していないゆえに、本件条例第8条第2項別表規定違反の支出であるから、同議員の4支出は目的外の違法支出である。

共通経費は、別表の共通経費項目の内容規定が『上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費』である。

『上記以外の経費』文言規定そのものが本件条例第8条第1項規定及び同第2項規定の政務活動に要する経費ではないこと及び当該文言規定を除く内容規定では共通経費の経費が特定できない規定であるゆえに、別表（第8条関係）の備考2規定の『使途不明の支出に係る経費』に該当しており、政務活動費を充てることができない経費である。

すなわち、共通経費を支出したと報告している源野議員は、政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長へ提出していないゆえに、当該経費支出は使途不明の支出に係る経費支出に該当するから、政務活動費を充てることができない経費に政務活動費を充当しているものであって、本件条例の別表備考2第9項規定違反の違法支出である。

共通経費支出としている支出は、すべて、当該支出の事実を証する書類として政務活動に要する経費である証

拠文書を議長提出することができないゆえに、本件条例第8条第2項別表規定および同備考規定に違反しているから、目的外の違法支出である。

すなわち、源野議員が会派共用費支出及び共通経費支出としている支出は、すべて、政務活動に要する経費である事実を証する書類を議長提出できないゆえに、目的外の違法支出である。

会派共用費支出及び共通経費支出の実態は、政務活動費を執行していないものを政務活動費出納簿に計上することで「支出」としているものであるゆえに、当該充当額は未執行の政務活動費を政務活動費支出としたものであるから、当該議長提出書類は目的外支出の証拠文書である。

- 5 源野議員の違法額は、広報費の2経費に係る各支出額の2分の1額を超える政務活動費を充当している違法額並びに会派共用費支出及び共通経費のすべての政務活動費充当額が違法額である。

源野議員の政務活動費出納簿の領収書番号43番及び44番の広報費の各充当支出額のうち違法額合計額4万4000円、領収書番号2番、16番、68番及び112番の会派共用費4支出の充当支出額の合計額33万円及び領収書番号3番、5番、8番乃至13番、17番、19番、28番乃至31番、33番、35番、38番乃至42番、45番、47番、49番乃至53番、55番、57番、59番乃至64番、66番、69番、71番乃至75番、77番、79番、86番乃至91番、94番、96番、103番乃至107番、109番、110番、114番乃至119番、121番、123番、125番乃至128番、130番、132番、135番乃至141番、144番乃至148番の共通経費86支出の違法額53万2843円の合計額90万6843円が同議員の違法額である。

源野議員の違法額は、本件条例の規定に違反している違法支出であるゆえに、当該違法額が「法律上の原因がない」不当利得額でもある。

- 6 ところで、金沢市議会は、政務活動費出納簿に記載している会派共用費の支出をする場合、金沢市議会の内規である本件手引きの定めに従って政務活動費を計上することにしている。

本件手引きの25頁においては、「※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、概算払(①領収書を会派から受領)をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。」と、政務活動費の会派共用費支出において「概算払」支出ができると記載している。

しかし、上記記載に従って政務活動費出納簿に政務活動費の経費として計上することは、本件条例第8条第2項別表の会派共用費項目の内容規定に違反しているゆえに、目的外の違法支出である。

政務活動費の概算払は、会派交付ではない政務活動費交付条例において議員が政務活動に要する経費ではない会派へ支出するものであるゆえに、政務活動に要する経費ではない支出であるから、法第100条第14項乃至第16項規定に違反しているものであって、目的外の違法支出である。

本件手引きに従って、政務活動費を充当できない「概算払分」を「支出」欄に記載し、支出欄には実支出額ではない「概算払分」として記載し、収入ではない「返納額」を「収入」欄に記載している源野議員の政務活動費出納簿へ計上していることは、本件条例規定違反の「支出」であるゆえに、本件手引きの上記記載は間違いである。

すなわち、本件条例第9条規定及び本件条例第10条に規定の『政務活動費に係る会計帳簿』である政務活動費出納簿への記載は、金沢市が政務活動費を法第232条の5の第2項規定の前金払で交付している公金であるゆえに、政務活動費の収入及び支出を本件条例第8条第1項規定及び同条第2項規定のとおりに記載するべきである。

- 7 請求人は、金沢市監査委員に対し、令和3年度に交付された源野議員の政務活動費に不当利得額があるゆえに、本件条例規定を熟知している同議員は民法第704条規定の悪意の受益者であるから、同議員に対し、90万6843円の金額及び民法所定の年3%の割合による遅延損害金を加えて支払うように、金沢市長に請求することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 第180回国会 総務委員会 第15号(平成24年8月7日(火曜日))抜粋
- 2 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 3 源野議員の令和3年度 政務活動費出納簿
- 4 源野議員が議長提出した広報費2支出を証する書類
- 5 源野議員が議長提出した会派共用費4支出を証する書類

6 源野議員が議長提出した共通経費支出（領収証番号3、5、8乃至13、17）に係る書類

以上

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き（具体的事例）
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。） ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 （町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等） ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代） ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複

<p>8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令等の制限に抵触する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
<p>9 使途不明の支出に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	<p>領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。</p>
2	あ て 名	<p>議員名が記載してあること(議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。) *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所(後援会事務所を除く。)となっているものであっても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。</p>
3	発 行 者	<p>記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可</p>
4	金 額	<p>支出した金額が記載してあること。</p>
5	但 書 き	<p>何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。</p>
6	印 紙	<p>領収書の記載金額5万円以上(消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額)の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。</p>

7	記載事項の訂正	訂正箇所(金額を除く)にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印(訂正印)、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書(ATM利用明細票など)は、日付、依頼人(議員名)、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途(内容)が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し(クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別使途基準

1 広報費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙等発送費用(文書通信費を除く)

※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2(2)広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。

※2 印刷費は製本費用も含みます。

※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、広報紙等作成報告書(附属様式4)の添付が必要です。

2 会派共用費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

【運用の手引き】

(主な例)

・事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等

※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円/年とします。

※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。

3 共通経費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費使途基準」

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

【運用の手引き】

(例)

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料

・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円/月とします。

・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。

・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。

(維持管理費を含む)

・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円/月とします。

・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円/月とします。

※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。

令和5年(2023年)4月7日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄